

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

津 南 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 信濃川沿岸地域

(1) 現況

本地域は、信濃川とこれに平行する国道 117 号線沿いの農用地と左岸の山々から流れる小河川によって形成された農用地において稲作経営が行われている。

地形は傾斜地が多く条件の良い所は基盤整備も進んできたが、山間傾斜地に散在する水田は基盤整備がされておらず山地小河川からの山腹水路延長は長い。

また、特定農山村地域も含まれるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正するための支援を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号及び第 3 号に掲げる事業も併せて取り組むよう働きかけることにより、多面的機能の発揮を促進する。

2. 東部段丘地域

(1) 現況

本地域は、清津川と中津川によって形成された河岸段丘上の農用地において、水稻を中心とした農業経営が行われている。

標高の高い地域を含む本地域は、国営苗場山麓総合農地開発事業により大区画に再編整備された。

近年、津南町認証米の名前を付したブランド化を推進しているところであり、より一層の消費者の信頼確保のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、併せて、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮を促進する。

3. 西部段丘地域

(1) 現況

本地域は、中津川から志久見川までの河岸段丘に広がる農用地において、稲作と畑作の複合経営が行われている。

準高原地帯を含む本地域、国営苗場山麓総合農地開発事業により広大な造成畑と区画整理された畑が実現した。

津南産農林産物のブランド化を推進しているところであり、より一層の消費者の信頼確保のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、併せて、同項第1号及び第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮を促進する。

4. 山間地域

(1) 現況

本地域は、中津川上流に点在する小規模な農用地において稲作経営が行われている。

地形は傾斜地が多く、散在する水田は基盤整備がされておらず、河川からの山腹水路延長は長い。

特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮を促進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	信濃川沿岸地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業、及び同項第3号に掲げる事業
②	東部段丘地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業、及び同項第3号に掲げる事業
③	西部段丘地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業、及び同項第3号に掲げる事業
④	山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業、及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

本町は、80もの集落が点在しており小規模集落も数多い。

事業に取り組みやすい環境を整えるため、複数集落の広域化等を働きかけることにより事務処理の効率化を支援し、多面的機能の発揮を促進する。

農業者団体等に対する法第3条第3項各号に掲げる事業の支援を適切に行うため、これまでの農地・水保全管理支払等における活動への知見を持つ地域協議会の活用等による支援体制を整備する。

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎法：津南町全域 特定農山法：旧外丸村、旧上郷村、旧秋成村

棚田地域振興法：指定棚田地域に指定されている地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

2. 集落協定の共通事項

協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね 1/2 以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、津南町水田ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。